

公害資料館ネットワーク 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「公害資料館ネットワーク」と称する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本会は、各地の公害資料館等が実践してきた「公害を伝える」取り組みを共有して、多様な主体と連携・協働しながら公害を学ぶ意義を全国、そして世界に発信することを目的とする。

(会の活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、公害資料館等をはじめ、個人、企業、行政、N P O、住民組織、教育・研究者などが連携し、公害資料館ネットワークの協働ビジョンを踏まえ、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 全国の公害地域の取組み、及び、公害資料館等の関係者間の情報交流の推進
- (2) 「公害を伝える」ためのテーマ別分科会の開催
- (3) 課題に応じた、調査・研究・提案を行う協働プロジェクトの推進
- (4) フォーラム実行委員会と連携し、全国の関係者が交流する公害資料館連携フォーラムの開催
- (5) 日本・世界の多様な主体に向けた情報発信・協働の呼びかけ
- (6) その他、目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(会員の種別)

第4条 本会は、目的に賛同する次の会員ならびに構成団体をもって構成する。

- (1) 正会員 事業活動及び運営に参画する個人又は団体
- (2) 賛助会員 事業活動に賛助・協力する個人及び団体
- (3) 構成団体 事業活動に参画・協力する公害資料館

2 正会員、賛助会員は、それぞれ別に定める会費を納めるものとする。

(入会及び退会)

第5条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会に提出するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、所定の退会届を本会に提出するものとする。

なお、会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 会費を納期限までに正当な理由なく納めないとき。

第4章 役員

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 幹事 5人以上15人以内
- (2) 監査役 2人以上

2 幹事のうち、1人を代表幹事、2人以内を副代表幹事とする。

(役員の選出)

第7条 役員は、正会員の中から選出する。

2 代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選とする。

3 監査役は、幹事又は本会の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 幹事は、幹事会を構成し、議決に基づき、会務を執行する。

2 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、会務を総理する。代表幹事に事故あるとき又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 幹事は、幹事会を構成し、本規約の定め及び幹事会の議決に基づき、本会の活動を執行する。

5 監査役は、本会の財務、及び、幹事の業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 総会

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当するとき、開催する。

(1) 幹事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求が求められたとき

(総会の権能)

第11条 総会は、この規約に別に定めがあるもののほか、つぎの事項を決議する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 本会の事業計画、事業報告、予算および決算

(4) その他、本会運営にかかる事項

(総会の招集)

第12条 総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するには、開会日の少なくとも一週間前までに、会議の日時、場所、目的を示し、会員に通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第14条 総会は、正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議事)

第15条 総会の議事は、本規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各正会員の表決権は、1会員1票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、若しくは、電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第17条 総会の議事については議事録を作成する。

第6章 幹事会

(構成)

第18条 幹事会は、役員をもって構成する。

(幹事会の招集)

第19条 幹事会は、代表幹事が招集する。

(幹事会の開催)

第20条 幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表幹事が必要と認めるとき

(2) 幹事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集が求められたとき

(3) やむを得ない理由により幹事会に出席できない幹事は、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

(幹事会の議長)

第21条 幹事会の議長は、代表幹事、又は、副代表幹事がこれにあたる。

(幹事会の議事)

第22条 幹事会は、本規約で別に定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない活動の執行に関する事項

2 幹事会の議事は、幹事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第23条 必要に応じて、分科会を設ける。

第7章 その他

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を置く

2 事務局は代表幹事が幹事会の承認を得て、会員の中から指定する。

(会計)

第25条 本会の運営に要する経費は、会費、助成金、補助金、事業収入、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(活動年度)

第26条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第27条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第28条 この団体は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。ただし、前項第3項の事由による場合は、自動的に解散するものとする。

(団体の所在地)

第29条 本会の所在地を次のとおりとする。

広島県広島市安佐南区大塚東1丁目1-1 広島修道大学 西村仁志研究室 内

附 則

1 本規約は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表幹事 高田研（都留文科大学）

副代表幹事 西村仁志（広島修道大学）

幹 事 板倉豊（京都精華大学）

小田康徳（あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館）

清水万由子（龍谷大学）

北村美香（株式会社ノルテム）

高木勲寛（一般財団法人神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会（清流会館））

林美帆（あおぞら財団） 五十音順

監査役 五十嵐実（日本自然環境専門学校）

川中大輔（シチズンシップ共育企画）

3 本会の設立当初の会費は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（団体） 年会費 1口（10,000円）

正会員（個人） 年会費 1口（2,000円）

賛助会員 年会費 2,000円以上

4 運営上の詳細については別途規定を設ける。

附 則

この規約は、2020年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、2021年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、2023年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、2024年6月30日から施行する。